



発行 新潟県

|           |
|-----------|
| 号外 3      |
| 令和3年3月30日 |

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

31 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

訓 令

7 新潟県行政文書管理規程の一部改正（法務文書課）

8 新潟県青少年総合対策本部設置規程の一部改正（子ども家庭課）

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第31号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。<br>(1) 新潟県企業管理者 <u>65万5,000円</u><br>(2) (略) | 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。<br>(1) 新潟県企業管理者 <u>70万円</u><br>(2) (略) |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第7号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

| 改 正 後        |               | 改 正 前        |            |
|--------------|---------------|--------------|------------|
| 別表第2（第68条関係） |               | 別表第2（第68条関係） |            |
| 記号           | 課 名           | 記号           | 課 名        |
| (略)          |               | (略)          |            |
| (略)          |               | 震復           | 震災復興支援課    |
| (略)          |               | (略)          |            |
| 福            | 福祉保健総務課       | 福            | 福祉保健課      |
| (略)          |               | (略)          |            |
| 地医           | 地域医療政策課       | 医            | 医務薬事課      |
| 感薬           | 感染症対策・薬務課     | 基整           | 基幹病院整備室    |
| (略)          |               | (略)          |            |
| 健            | 健康づくり支援課      | 健            | 健康対策課      |
| (略)          |               | (略)          |            |
| 地産           | 地域産業振興課       | 創経           | 創業・経営支援課   |
| イノベ          | 創業・イノベーション推進課 | 産振           | 産業振興課      |
| (略)          |               | 商地           | 商業・地場産業振興課 |
| (略)          |               | (略)          |            |

- ◎新潟県訓令第8号  
◎新潟県教育委員会訓令第6号  
◎新潟県警察本部訓令第17号

本 庁  
地 域 機 関  
教 育 庁 本 庁  
教 育 庁 出 先 機 関  
県 立 学 校  
警 察 本 部  
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花角 英世  
新潟県教育委員会教育長 稲荷 善之  
新潟県警察本部長 山本 有一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <b>別表第2（第4条関係）</b><br>国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長<br><u>福祉保健総務課長</u> <u>感染症対策・薬務課長</u> <u>健康</u><br><u>づくり支援課長</u> 生活衛生課長 障害福祉課長<br>子ども家庭課長 しごと定住促進課長 職業能力<br>開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課<br>長 義務教育課長 高等学校教育課長 生徒指導<br>課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体<br>育課長 少年課長 | <b>別表第2（第4条関係）</b><br>国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長<br><u>福祉保健課長</u> <u>医務薬事課長</u> <u>健康対策課長</u> 生<br>活衛生課長 障害福祉課長 子ども家庭課長 し<br>ごと定住促進課長 職業能力開発課長 経営普及<br>課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長<br>高等学校教育課長 生徒指導課長 生涯学習推進<br>課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長 |